

議 第 9 号

地域におけるこども誰でも通園制度（仮称）
の充実等を求める意見書（案）

年 月 日

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣
財 務 大 臣 あ て
厚 生 労 働 大 臣
こども家庭庁長官
内閣府特命担当大臣（こども政策）

議 長 名

地方自治法第99条の規定により、下記のとおり意見書を提出します。

記

こども誰でも通園制度（仮称）は、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな給付制度であり、令和8年度に全自治体で実施するため、法制度化に向けた準備が進められている。

現在は、各自治体で試行的事業が実施されているが、子育て世帯の保護者は孤立感及び不安感を抱えていることも多く、こうした孤立した育児に悩む家庭への支援としても期待が高まっている。

よって、本県議会は、国会及び政府において、育児及び多様なライフスタイルの両立に向け、こども誰でも通園制度（仮称）の充実を図るとともに、地域の実情に合わせた速やかな導入を促進するため、次の事項について特段の措置を講ずるよう強く要請する。

- 1 認可保育所等の実施事業所が不足する地域においては、制度の導入促進を図るためにも、職員配置及び設備基準を満たすための財政的措置を含む支援策を講ずること。
- 2 制度の導入に併せて、保育士が不足している現状を踏まえ、保育士の労働条件の改善や、地域における保育人材の確保体制の充実・強化に向けた対応を検討すること。
- 3 全国の自治体で実施する給付制度であることを前提に、乳幼児数及び地理的特性によって利用時間のニーズにばらつきが生じることが想定されることから、利用時間の在り方について検討すること。
- 4 地域における他の子育て支援サービスも含めて、潜在的待機児童の解消も視野に入れた重層的な見守り機能が発揮されるような制度設計とすること。